令和７年度事業計画

◆　はじめに

「公益財団法人東京労働者福祉厚生協会（以下「厚生協会」という。)」は、新公益法人制度の施行に基づき、内閣府より移行認定を受けた公益財団法人として１５年目を迎えた。

厚生協会の前身は、昭和３９年９月に当時の厚生省より認可された「財団法人東京労働者福祉厚生協会」で、厚生年金保険積立金の還元融資制度を利用して、「厚生年金保険被保険者及びその家族の福祉の増進を図るための分譲住宅供給事業」に取り組み、平成１５年までの３９年間に亘り全１９団地２,６９８住戸を供給してきた。

その後、法改正により平成１６年度以降、その還元融資制度を利用した新規分譲住宅の供給事業が行えなくなったが、その既分譲住宅に係わる公的資金の回収業務、即ち「償還と債権管理業務」とその関連業務は、公益認定後も厚生協会の主たる事業の柱である。

その回収される資金は、国の特別会計へ納付される年金財源上重要な原資であり国の大切な社会保険制度を担っている。ついては、従来どおり確実に債権回収を行なっていくことが厚生協会の最大の使命であり、この公益目的事業を完遂させるためにも今後とも引き続き健全な運営を図らなければならない。

そのためには、資金回収における債権管理業務の徹底を図ることはもちろん、その公益目的事業を支えるためのその他事業としての収益事業の長期に亘る安定事業運営が不可欠である。また、公益目的事業に加入認定された「主として既分譲住宅の建替等による老朽化・高齢化対策事業」については、引き続き施策の検討を行なっていく。

ついては、厚生協会が今後社会的責任を果たしながら、公益目的事業を継続的かつ適正に行える環境を整えるために、本年度は以下のとおりの具体的事業活動を行う。

◆　事業活動

厚生協会の公益目的事業内容は厚生年金保険被保険者のための公的融資付優良分譲住宅の建設供給事業に伴う厚生年金資金の貸付事業に係わる償還業務及び債権管理業務並びに主として既分譲住宅の建替等による老朽化・高齢化対策事業である。

また、その他事業として公益目的事業推進に資するため、所有する店舗・事務所及び管理する不動産の賃貸事業などの不動産賃貸事業と管理業務とする。

１．「公的資金の償還と債権管理業務」

（１）償還業務

厚生協会は、令和６年度中間期末時点で「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。)」に対する債務残高（一律・転貸融資元金残高）は、約３億３千万円有しているが厚生協会設立以来現在まで事故なく約定どおり償還しており、今後も次項の債権管理業務のスムーズな執行により、約定利息を含め遅滞なく確実に償還していく。

（２）債権管理業務

前項の機構への償還原資は、令和６年度中間期末時点で７団地４３名に亘る厚生協会に対する債務者（厚生年金保険被保険者である分譲住宅購入者）から元金・利息等を含めて回収する債権であり、従来どおりその回収に万全を期さなければならない。

なお、債務者の高齢化及び経済状況などの特殊な事情を考慮に入れ実務相談を充実し、回収に向けた取り組みを強化していく。

また、新たな滞納者を発生させないためにも、毎月の約定回収業務の中での情報収集等に努め、適切な管理に徹底して取り組んでいく。

２．「老朽化・高齢化対策事業」

設立以来６１年の歴史と共に、これまでに分譲してきた住宅の中には、最長築年数が６０年にも及ぶ団地があり、建物の老朽化と入居者の高齢化が著しく進行したことによるその対策の必要性は重要な課題であると認識している。公益目的事業については、「厚生協会のあり方に関する検討委員会」の検討内容を基に引き続き検討していく。

３．「不動産賃貸事業」

所有する不動産の「エクステ新横浜」１階店舗１室・２階事務所６室と「エクステ山下公園」１階店舗１室についての貸室賃貸事業は、優良テナントに恵まれ満室状態で推移しており、公益目的事業の継続のために持続的な信頼関係を築きより良い運営を図る努力を行っていく。また、建物の経年劣化による付属設備の更新等についても対応していく。

４．「管理業務」

厚生協会の役職員は、新公益法人制度の施行に基づき、１５年目を迎える本年度の活動は、公益目的事業の柱である「公的資金の償還と債権管理業務」を今後も事故なく確実に成し遂げていくために、機関会議の着実な開催とより明確なガバナンスや情報公開等に基づく内部管理体制の充実を図り、情報管理及びリスク管理等における適切な業務執行体制により、継続的に安定した事業運営を図っていく。